

2019 年度  
「第 9 回中南米日系社会との連携調査団」  
(ブラジル・ボリビア派遣)  
の参加者募集について



独立行政法人国際協力機構

中南米部

## 【概要】

この度 JICA 中南米部では、かつて日本から中南米へと渡った日本人移住者及びその子弟によって築かれた日系社会との連携を図るブラジル及びボリビアへの現地調査プログラムを企画いたしました。中南米地域の人口規模は 6 億人を超え ASEAN に匹敵する巨大市場であり、世界の GDP に占める割合は 7.9%と ASEAN の 2 倍強に達する規模となります。また、これらの国々と日本は、歴史的に良好な関係を築いてきました。こうした中南米諸国は戦前、戦後に移住した日本人を中心に日系社会が築かれている国が多く、日本及び日本人への親近感、期待感へと繋がっています。

JICA は ODA と民間ビジネス活動の連携を推進する中、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして、日本の民間企業と連携を促進することで、現地の開発課題の解決に貢献し、さらに中南米への事業展開を実現するといった互恵的な協力の可能性があると考えています。

この調査団への参加が中南米の日系社会及び同地域社会・経済との交流の契機になることを願い、積極的なご応募をお待ちしております。

### 「ブラジル連邦共和国（ブラジル）」

ブラジルは世界第 5 位の面積（日本の 22.5 倍）・人口を抱え、世界第 9 位（2018 年、IMF）の経済規模を誇り、昨今の著しい経済発展にともない地域大国を超えたグローバル・プレーヤーとしての国際的地位を高めています。広大な国土や世界最大のアマゾン熱帯雨林をはじめとする雄大な自然、鉱物・エネルギー等多種多様かつ豊富な天然資源、穀物・肉類はじめ世界有数の農業生産を誇り、環境・気候変動、資源・エネルギー、食料安全保障といった地球規模課題に大きな影響を与えうる存在です。2019 年 1 月にはボルソナーロ新政権が誕生しました。新政権は年金改革や財政の健全化、治安や汚職対策の強化を目標に掲げている他、新政権は税制改革や経済の自由化についても明言しており、外国企業を積極的に誘致する姿勢を示しています。また、ブラジルは今年 6 月 17 日より日本に対する商用含む短期滞在のビザ免除措置を制定しました。その他、近年オープンイノベーションが注目されており、現在約 1 万社のスタートアップ企業が活動していると言われています。

日本とブラジルの関係においては、戦前、戦後に移住した日本人を中心に日系社会が築かれており、今年にはブラジル日本移民 111 周年にあたります。そして、ブラジルに在住する約 191 万人の世界最大の日系人コミュニティの存在は、日本とブラジルをつなぐ懸け橋として重要な役割を果たしています。現在、ブラジルの日系人は、政治や経済界に大きく関わり、医療、法律、教育等、多方面で活躍しています。

### 「ボリビア多民族国（ボリビア）」

ボリビアは日本の約 3 倍の国土を有し、近年は安定的な経済成長を続けています。2018 年 GDP 経済成長率は 4.5%（2018 年 IMF）と、南米一高い経済成長率を達成し、2019 年も 4.0%の成長が見込まれています。更なる発展のため、国家開発計画（「経済社会開発計画 2016-2020」）において外国からの投資促進を目標として掲げています。なお、ボリビアの治安は比較的良好で、外務省の海外安全情報においても、一部都市（ラパス、サンタクルス等）に一番レベルの低い危険レベル 1（十分注意）が出ているのみとなっています。

当国は天然ガス、石油、亜鉛、鉛、リチウムなどの天然資源が豊富で、日本企業による大型鉱山投資も行われており、日本の亜鉛および鉛の主要な輸入先国の一つとなるなど、貿易経済関係も深まっています。また、昨今はウユニ塩湖を中心に、日本人観光客も多く来訪しています。他方で、こうした豊かな自然環境を守るため、再生可能エネルギーや省エネ技術の導入が進むとともに、廃棄物処理を始めとした環境技術への関心が高まっています。

ボリビアの日系人はサンタクルス県のオキナワ移住地、サンフアン移住地を中心に多くの日系人が住んでおり、米や小麦、鶏卵などを生産するとともに畜産業に営んでいます。また、今年は移住 120 年目の節目にあたり、日本の皇室をお招きしての式典が予定されるなど、日系社会、日系ビジネスのますますの盛り上がり期待されています。

#### 【ご応募いただける企業】

1. ブラジル、ボリビアの日系社会や日系人が経営する企業他、現地企業をパートナーとして事業進出・投資・製造拠点を設置する計画及び意志のある日本の中小企業<sup>1</sup>（事業会社）を対象とします。  
※中南米への社会・経済開発、または中南米への事業展開に関心のある企業。分野は問いませんが、ブラジルでは、農業、医療、介護、インフラ、IT、防災のニーズがあります。ボリビアでは、農業、食品（加工・販売）、環境（廃棄物処理等）のニーズがあります。  
※中小企業以外の団体（その他企業、地銀、地方自治体等）については、参団の目的に合うことを前提にまずは積極的に相談ください。調整の結果、参団いただくことになれば、費用の自己負担を条件に対象とし、現地での便宜供与を JICA が行います。
2. 所属する民間企業の内部要員であって、その経営方針について意思決定ができる経営層（代表取締役やその他役員レベル）の参加を原則とします。
3. 調査団派遣時点で、年齢が 25 歳以上、60 歳以下の方を原則とします。
4. 本プログラム及び JICA 事業を十分理解していること。
5. 派遣前に事前研修（2020 年 1 月 9 日及び 10 日）及び現地視察の全行程（2020 年 2 月 1 日～2 月 17 日）に参加可能であること。
6. 派遣中は政府機関、日系団体、企業等の訪問や視察の他に、意見交換やセミナーの実施を計画しています。このような意見交換の場では、本調査団参加者によるプレゼンテーションも予定しており、積極的に情報発信及び意見交換をしていただけること。
7. 報告書（A4 用紙 3～4 枚程度）及び視察記録を帰国後 2 週間以内に提出いただけること。
8. JICA 国内機関とテレビ会議による帰国報告会（2020 年 3 月 17 日）にて調査報告をしていただけること。また、その後 JICA や業界団体、地元経済団体が開催する国内セミナー等で、中南米日系社会及び開発途上国における、民間投資等の可能性について情報発信していただけること。

---

<sup>1</sup>日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中小企業（中小企業の定義は中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第 2 項に基づき、以下の項目に該当し、また会社設立後、申請書締切日（2019 年 9 月 27 日）までに 1 年以上経過している者。

- ・製造業、建設業、運輸業その他の業種においては資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であること。
- ・卸売業においては資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であること。
- ・サービス業においては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であること。
- ・小売業においては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であること。
- ・ソフトウェア業又は情報処理サービス業においては資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であること。

9. 派遣国の事情（道路状況や衛生環境等）を勘案した上で全行程に参加可能な健康状態であること。
10. プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。
11. **調査団参加者の不正行為防止について**

調査団参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役員倫理規程（平成16年規程（人）第28号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。

また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、調査団参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 調査団参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

#### 【調査団参加費用】

##### **(1) JICA が負担する調査費用**

- ① 航空賃（出発到着地：羽田または成田空港⇄現地（ブラジル、ボリビア）の往復航空券及びブラジル→ボリビアの移動の航空券を JICA にて手配いたします。）  
※日本国外にお住まいの方、日本以外の国籍の方は、別途ご相談ください。
- ② 現地での宿泊費、移動にかかる経費（JICA にて手配いたします。）
- ③ 国際協力共済会<sup>2</sup>の加入経費

##### **(2) 参加者にご負担いただく費用**

- ① 東京または横浜にて実施する事前研修の国内移動及び宿泊に係る旅費
- ② 居住地⇄出発到着地（羽田または成田空港）の国内移動に係る旅費
- ③ 旅券申請に必要な書類等（戸籍抄本、写真等）の取得経費
- ④ 海外旅行保険（任意）の加入経費
- ⑤ 現地での食費等

#### 【調査行程（予定）】

1. 構成：各社1名、参加者10名程度（JICA 職員が同行します。）
2. 訪問国：ブラジル、ボリビア
3. **行程：2020年2月1日（土）～2月17（月）、17日間**

---

<sup>2</sup> JICA から海外に派遣される方が、労災ではカバーできない海外における病気や怪我をした場合の療養費給付等を行う海外保険のこと。

【日程（案）】

	月日	曜日	内容	場所
1	2/1	土	羽田または成田発⇒中東または欧州経由	空港・機内 ・経由地
2	2/2	日	⇒中東または欧州経由⇒ブラジル ブリーフィング	空港・機内 ブラジル
3	2/3	月	日本商工会議所、ジェトロ（ブラジル概況、税制・法制等）、政府機関訪問、サンパウロ市場視察（日本移民資料館、リベルダーデ）	ブラジル
4	2/4	火	民間企業とのビジネスマッチングセミナー、日系団体、民間企業等への訪問・意見交換	ブラジル
5	2/5	水	農業グループ：サンパウロ州農業企業集積地への訪問（現地視察、ビジネスマッチングセミナー） その他グループ：日系企業・日系団体等の訪問、意見交換、他州州都へ移動	ブラジル
6	2/6	木	農業グループ：サンパウロ州農業企業集積地への訪問（アグリテック系企業、政府機関等訪問、意見交換） その他グループ：州政府との共催ビジネスマッチングセミナー	ブラジル
7	2/7	金	他州中核都市へ移動、日系団体との意見交換	ブラジル
8	2/8	土	日系団体・企業訪問、日系ビジネス団体との意見交換、サンパウロへ移動	ブラジル
9	2/9	日	帰国報告会	ブラジル
10	2/10	月	移動 ブラジル→ポリビア（サンタクルス）ブリーフィング、市場視察等	ブラジル→ ポリビア
11	2/11	火	政府機関（県庁、市役所）、商工会議所（CAINCO）、CADEX、IBCE、日系連合会（法律面の確認含む）、意見交換	ポリビア
12	2/12	水	ビジネスマッチングセミナー、企業/関係機関/JICA 事業等訪問（分野等でグループに分かれて）	ポリビア
13	2/13	木	移住地へ移動し、視察（オキナワ、またはサンファン）	ポリビア
14	2/14	金	企業/関係機関/JICA 事業等訪問（分野等でグループに分かれて）、ラップアップ	ポリビア
15	2/15	土	午後 ポリビア（サンタクルス）発	ポリビア→ 空港・機内
16	2/16	日	⇒中東または欧州経由	空港・機内 ・経由地
17	2/17	月	⇒羽田または成田着	空港・機内

※調査行程は事情により変更する可能性があることをご了承ください。

※具体的な訪問先は調査団員が確定してから、各団員の要望に従って可能な限り調整します。

## 【応募方法】

所定の様式にご記入の上、登記簿（写）及び調査団参加希望者の本人確認書類（運転免許証（写）、住民票（写）等、お名前が日本語表記で確認できるもの。）とともに、日本時間 2019 年 9 月 27 日（金）正午までに JICA 中南米部計画・移住課担当に電子メールでご提出ください。

※応募にあたっての留意点：

- ・ 応募書類を電子メールで送信後、数日を経過しても当方からの返信がない場合は、受信できていない可能性がありますので、再度ご連絡ください。
- ・ 電子メールの容量が 4MB を超える場合は受信できないことがあり、圧縮ファイルもセキュリティ上受信できませんので、個別にご相談ください。

なお、応募いただいた後、JICA 側で選考をさせていただきますので、予めご了承くださいませようお願い致します。

## 【選考方法】

一次審査：書類審査

- （1） 一次審査結果は、2019 年 10 月 30 日を目途にお知らせします。
- （2） 一次審査を通過した方は、2019 年 11 月 18 日～22 日の間で調整し二次審査（面接）を行います。

二次審査：面接（JICA 本部にて直接またはテレビ会議、Skype 会議を通じて面接を行います。）

- （1） 面接では、応募者からプレゼンテーションを行ってまいります。プレゼンテーションの内容は以下のとおりです。
  - 会社概要及び主力製品・技術・サービスを 3 分間で紹介してください。
  - パワーポイントを使用し、スライドは最大 3 枚、フォントのポイントは 20 以上に指定します。  
※JICA 本部にて面接を行う場合、PC を持参してください。  
※テレビ会議または Skype 会議での面接の場合、事前にパワーポイントのデータをメールで提出してください。
- （2） 二次審査結果は 2019 年 12 月 10 日を目途にお知らせします。

【応募・問い合わせ先】 ご不明な点は、下記の担当にご相談ください。

JICA 中南米部計画・移住課

担当：藤井寛之/石橋匡

電子メール：[5rtpm@jica.go.jp](mailto:5rtpm@jica.go.jp)

電話番号：03-5226-8511（直通）

以上